今どきの社会事情①
「障害者差別解消法」

2016年４月１日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

これは、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進すること」を目的として制定されました。

この法律では、障がいのある人に対して正当な理由がなく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

具体的には、保護者や介助者が一緒にいないと店に入れないとか、学校の受験や入学を拒否するなどです。正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切になります。

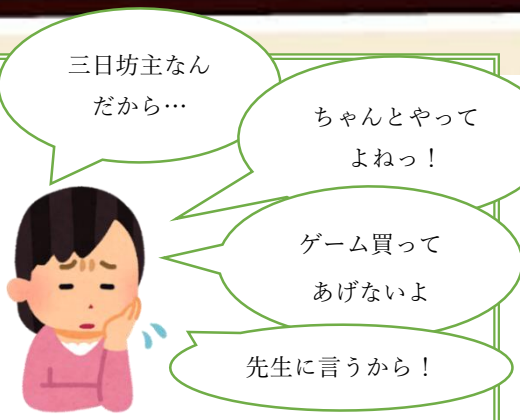
この法律を進めることで障がいのある人とない人で関わりあう機会が増えてきます。こうした機会を通じ、お互いに理解しあっていくことで共生社会の実現へとつながっていきます。

子どもたちが社会参加するためにはどのような支援が必要なのか、日ごろから整理しておきたいものですね。



次号は「合理的配慮」について取り上げます。

Q＆A　～夏休み「あるある」編～



Q 夏休みに、「手伝いをすること」という宿題がでました。休み中に２、３回やるだけになってしまい、なかなかそのあと続きません。

A 手伝いの際に、「ありがとう、助かったよ。」と[illegible]の気持ちと労[illegible]言葉を添えてみてはいかがでしょう。



手伝いは、子どもが家族の構成員であることを自覚し、自立心と責任感を身につけるよい機会です。周囲から感謝されていることが分かると「自分は役に立っている」という自信が芽生え、子どもの肯定感も高まってきます。

いずれ、すべての子どもが社会の構成員になります。家庭は、子どもたちが最初に出会う小さな社会です。手伝いをすることは、社会での自立にもつながっていきます。

手伝いを決める時は、親子で話し合いをし、子どもが納得して決めることをお勧めします。やってくれて当たり前よりも、「手

表面の答え

ココロ

編集後記　先日、保護者の方から「ちょっと聞いてほしいの。」とお話がありました。すぐには解決できないことでしたので、郡山市自立支援協議会で話題にしたところ幾つかの策を得ることができました。連携することの心強さを実感した次第です。お一人で悩まず、「なんでも相談箱」に投げ込んでみませんか。皆さんの？に応えられるような「キラキラ通信」を作成していきたいと思います。　（井上・鈴木）